✓

様式第9号(第16条第1項関係)

事業の種類						事業の所在地(電話番号) (〒 514 - 0102)								協定の有効期間			
		その他の事業	株式会社三重県農協情報センター	を協情報センター				- 010 7屋町40						[事業場外]			
													4	8 年 4 月 1		7 年 3 月 31 日	
					_				電話	059	(2500 [8 ~	年 月 日]	
		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由		業務の種類 [事業場外]		j	弥定労働 (1日)	-		1 🗏		1 箇月(のにつ	とができる時間 いては45時間まで、 は 4 2 時間 まで)	1年(①について ②については	【は360時間まで、 320時間まで) 6年4月1日	
時間外労働	の 下記②に ※以上やい※	22 3 47 4 57 11 11 4	7 14				〔 任意	(任意)						を 所定労働時間を 数 超える時間数 (任意)	法定労働時間を	所定労働時間を	
		その他(事由不明を含む		《務処理他								4+88	45 64 8	****	000 ## 88	****	
		利用者対応等顧客の要求への対処			35 人	[7 時間時間		分 分]	15 B	分	時間 分	45 時間 0 分	時間 分	360 時間	時間 分	
		予算・決算・経理業績	L														
		744 1/44 1/4-15/63		月次、決算処理	35 人	7	7 時間	15	分	15 時間	寺間	時間	45 時間	時間	360 時間	時間	
					35 人	[時間		分]	0 5	分	分	0 分	分	0 分	分	
	該当しない労 働者		企画、	企画、設計												*** 55	
		システムの開発とその技術的改善			35 人	[7 時間 時間		分 分]		分	時間 分	45 時間	分 分	360 時間	分	
		育児、介護で延長時間の短縮申出書	同上	7	35 人		7 時間				寺間	時間	24 時間		150 時間	時間	
						[時間		分]	0 5	h i	分 	0 分	分	0 分	分	
	② の間側する 1 年前 1 年						時間		分	d	寺間	時間	時間	詩問	時間	時間	
					Α.	С	時間		か]		7 1⊨1	分	分 分	分	分	分	
							時間		分		寺間	時間		詩間	時間	時間	
					Α.	[時間		分]		÷	分	分	分	分	分	
							-+-00										
					Α.	[時間		分]		分	時間 分	時間 分	時間 分	分	時間 分	
			L				時間		分	B	寺間	時間	時間	詩間	持間	時間	
					Α	[時間		分]	2	5)	分	分	分	分	分	
休 日 労 働	(本日労働をさせる必要のある具体的事由 業務の種類 (事業場外]		労働者数 (満18歳 (以上の者)		所 定 休 日 (任意)						労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				
							その他						1か月		8 時	17 時	
					35 人	日曜	日曜、土曜、その他(祝日、1			2/30~1/3)					45 分	0 分	
														4 団	時	時	
					1										分分	分	
														団			
	上記で	定める時間数にかかわらず、時間			・)0時間未満で	なけれ	ればなら	ず、カ	いつに	2 箇月か	ら6筐	計月までを平	均して80時			✓ 要チェック)	

協定の成立年月日 令和 6 年 3 月 26 日 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称 三重県農協情報センター労働組合

職名従業員代表 又は労働者の過半数を代表する者の 氏名中川真吾

氏名 中川真著

〇上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 🗹

〇上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の 方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和 6 年 3 月 31 日

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

時間外労働および休日労働に関する協定書

株式会社三重県農協情報センター(以下「会社」という)と株式会社三重県農協情報 センター従業員代表中川真吾は、労働基準法第36条にもとづき、時間外労働および休 日労働に関し、次のとおり協定する。

- 第1条 労働基準法第32条に定める労働時間を超えて延長できる労働時間、同法第35条に定める休日のうち労働させることができる休日と始業・終業の時刻および労働者数等は別表1のとおりとする。
- 第2条 会社は労働基準法第35条の休日労働について、特別な事情がない限り、1労 働者あたり1ヵ月に2回までを目標とする。
- 第3条 本協定の有効期間は2024年 4月 1日から2025年3月31日までと する。
- 第4条 会社は三重県農協情報センター労働組合に対して、前条に定める期間中の就業 実績を通知する。

2024年 3月 26 日

(会社) 株式会社三重県農協情報センタ 代表取締役社長 藤 井 義



(従業員代表)

株式会社三重県農協情報センター 推 進 部 中 川 真 吾 デ

受付令和6年4月2日津労働基準監督署